

コラム①ADHDの傾向があるAさん

Aさんは小さい時から忘れ物が多かったり、授業中にじっと座っていられなかったり、提出物をなくしたりすることがよくあったため、スクールカウンセラーの勧めで受診をしたところ、ADHDの傾向があるといわれました。活発で、いろんな人とコミュニケーションをとることはできたので、勉強も、テスト範囲が分からないときや宿題を忘れたときなどは友だちに教えてもらってなんとか中くらいの成績をキープすることができていました。大学では、科目ごとに教室が変わるため、固定の友だちを作ることがなかなかできず、教室がわからなくて遅刻したり、課題の出し忘れがあっても確認できる友だちもおらず、単位を大幅に落としてしまいました。忘れ物や課題の提出遅れがないようにスケジュール帳にメモしても、スケジュール帳を見ることを忘れてしまいます。後期も同じことになるのかと思うと、大学に行くのがだんだん憂鬱になってきました…。(註*)

Aさんは典型的なADHD(多動性症候群)の特性をもつ学生さんですが、これまでは知り合いからアドバイスをもらうことで学校の課題もこなしてきました。大学では一日中一緒にいるという友だちもそうそういないので、情報を自分から取りに行くことが苦手なAさんにとっては何がなんだかかわからないうちに前期が終わってしまったようです。このように、特性や障害のために授業が受けられないという人は、合理的配慮を受けて授業を履修することができます。合理的配慮とは「その人の障害や特性に基づき、どのような配慮があれば授業を受けることができるか」を示したものです。これを、教科担当の先生に提出し、たとえば課題の内容や提出の締切などをわかりやすく文字で示してもらうことなどによって、授業に取り組みやすくなることを目的としています。自分から個別に先生に相談に行くことが原則ですが、合理的配慮を作成するお手伝いは学生生活支援センターの中にある障がい学生支援室でもしています。合理的配慮は学生自らが主体的に申し出ることと、大学との合意形成が重要なので、カウンセリングルームに相談してもらっても結構ですし、障がい学生支援室で相談することもできます。ただし、合理的配慮を出せば欠席や遅刻がなかったことになるわけではありません。単位を保証するものでもありませんし、評価の規準が下がるわけではありません。合理的配慮はあくまでもその授業の学習目的に合った形の学びをサポートするものです。

(註*)実際の事例をいくつか複合して創作した複合事例です。特定の事例をもとにしたものではありません。